執務並行改修工事における時間外及び深夜の作業に係る設計変更について(試行)

北海道建設部建築局建築保全課

北海道建設部建築局が施行する営繕工事のうち執務並行改修工事において、施設管理者の要望等により施工時期や施工時間が制限され、工期等を遵守するためやむを得ず時間外及び深夜(以下、時間外等という。)の作業をせざるを得ない場合において、必要な時間外労働及び深夜労働に係る労務費の割増分に相当する費用について次により設計変更を行う。(試行)

《留意事項》

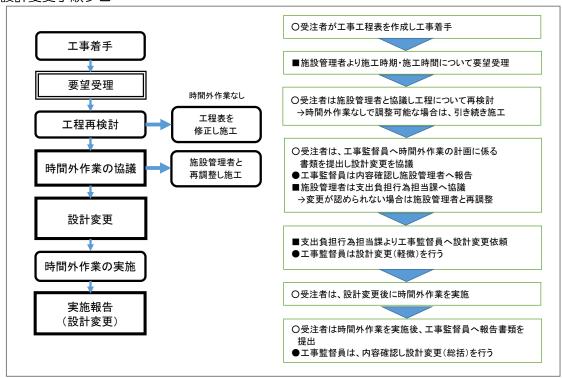
- 時間外労働とは、労働者(作業員)に1日8時間を超えて行わせる労働をいい、深夜労働とは午後10時から午前5時に行わせる労働をいう。
- ・受注者は、労働基準法等を遵守し、時間外労働の上限を超えて労働させないこと。また、夜間作業を行う場合は、 変形労働時間制等を考慮し労働時間の短縮を図ること。

1. 対象工事

建築局において、令和元年5月14日から令和2年3月31日までに入札する又は入札済の工事のうち、執務並行改修を行うもの。

なお、設計図書に施工時期・施工時間等施工条件の記載があるもの及び小規模な修繕工事を除く。 ※試行を終了するまでは年度単位で継続することとする。

2. 設計変更手順フロー



3. 時間外等作業に係る割増分労務費の算出方法

時間外(深夜)割増分労務費 二(労務単価 × K)× 作業時間数 1 時間当たりの割増分単価

- ※K(割增賃金係数) = 割増対象賃金比 × 1/8 × 割増係数
- ※労務単価及び割増対象賃金比は、「公共工事設計労務単価表(農林水産省・国土交通省)」の職種別単価及び 別表-1「割増対象賃金比」の数値を採用する。
- ※割増係数は、時間外 0.25、深夜 0.25 とする。

(積算標準単価に平均的能力の作業員による標準作業量の労務費が含まれているため、時間外労務費の割増係数は、割増分のみ(1,25-1=0,25)とする。)